

別紙 2

関連判決の概要

注：合衆国著作権局のウェブサイト及び山本・奥邨著「フェア・ユースの考え方」を適宜参照しました。

1 Campbell v. Acuff-Rose Music, Inc.判決 (510U.S.569、最高裁判所、1994年)

〔事案の概要〕

原告兼被上告人である音楽出版社及びロイ・オービソンの1964年のロック・バラードである「Oh, Pretty Woman」の共有者は、ヒップホップ・グループである2 Live Crew被告兼上告人を、「Pretty Woman」という表題の1989年のパロディ版を発売することによって、オービソンの歌の著作権を侵害したことで提訴した。

第6巡回控訴裁判所は、地方裁判所を支持し、このパロディは、フェアユースではなく、その商業的性質は、それ（パロディ）を推定的にアンフェアにすると判示した。

また、控訴裁判所は、オリジナルの「心臓部」(heart)をパロディの「心臓部」として使用することによって、2 Live Crewは、推定するに、甚大で確定的な市場機会の損失を与えたと認定した。

被告は、合衆国最高裁判所に上告した。

〔争点〕

下級裁判所が、原告の著作物の被告のパロディの商業的性質はその使用を推定的にアンフェアにすると判示したことに、誤りがあるか否か。

〔判旨〕

最高裁判所は、控訴裁判所は、2 Live Crewのパロディの商業的性質に対して消極的なウェイトを与えたことにおいて、及び、証拠上「パロディの商業的性質はそれをアンフェアにする」ことの推定を適用したことにおいて、誤ったと認定して、第6巡回区控訴裁判所の判決を覆した。

最高裁判所は、著作物の商業上または非営利の教育上の目的は、たんにその目的及び性格の一つの要素に過ぎないと判断し、「パロディを行う誰かが、オリジナルにコメントする新たなものを創作するために、存在する素材から引用すること及び従来著作物の要素のいくつかを使用することができることは本質的である」とコメントした。

すなわち、最高裁判所は、第1の要素の検討の中心は、新しい作品が、単に原作品の「目的に取って代わる」(supersedes the objects)か、そうではなく、新しい作品が、最初の作品に、更なる目的や異なる性格を伴って、何か新しいものを加え、新しい表現や、意味、又はメッセージを伴って最初の作品を変化させているか否か、別の言葉で言えば、新しい作品が「トランスフォーマティブ」(transformative、変容的)か否か、その範囲はどれほどか、を問うことであると判示し、新しい作品がトランスフォーマティブであればあるほ

ど、フェアユースを認定する上で不利になるであろう要素、たとえば商業性のような他の要素の重要性は小さくなると述べた。

最高裁判所は、他の使用のように、パロディは、「著作権の目的の観点から、関連する要素を通じてその方法をはたらかせるべきであるし、ケース・バイ・ケースで判断されるべきである」と述べ、2 Live Crew の「Pretty Woman」は、原作品を批評し批判し、社会全体について何かしら言っているという意味で、パロディを含んでいると判断した。

さらに、最高裁判所は、第2要素についてはフェアユースに不利だが重要性はないとし、第3要素については歌詞についてフェアユースに有利とし、曲については差し戻す必要があると判断した。

最高裁判所は、第4要素について、パロディと原作品は通常異なる市場的な機能を果たすから、後続の利用にトランスフォーマティヴ性がある場合、市場代替性ははっきりせず、市場の害も容易には認定されないと判示して、ラップミュージックについての二次的な市場は検討の適切な焦点となるとしながらも、判断をせずに差し戻した。

最高裁判所は、「控訴が商業性ゆえに、推定的にアンフェアと判断したことは誤りである」と判示して、本件は、更なる手続きのために差し戻された。

〔結論〕 暫定的な判断、混合した結果または差し戻し

2 Bouchat v. Balt. Ravens Ltd. P'ship 判決 (737F.3d932、第4巡回区控訴裁判所、2013年)

〔事案の概要〕

原告 Bouchat は、Baltimore Ravens (注：アメリカンフットボールのチーム) のためにチーム・ロゴを描き、提出した。

2000年に、第4巡回区控訴裁判所は、1996年から1998年の間の Ravens による同じロゴ・デザインの使用は、Bouchat の著作権を侵害すると判示した。

2012年に、Bouchat は、被告らは、彼 (Bouchat) のロゴを、被告らのテレビ・ネットワーク及び様々なウェブサイトでフィーチャーされた3つのビデオの中で使用することによって、また、Ravens スタジアムの「Club Level」座席エリア中の「歴史の展示」パートとして、そのロゴを含む画像を展示 (映写) することによって、彼 (Bouchat) のロゴを侵害したと主張して、Ravens 及び様々な NFL の関連団体に対してこの訴訟を提起した。

地方裁判所は、被告らによる原告のロゴの使用は、両者とも、フェアユースであると判示した。

Bouchat は、控訴した。

〔争点〕

被告らによる、歴史の展示及び3つのビデオの中での、原告のチーム・ロゴの作品の無許諾での使用は、フェアユースを構成するか否か。

〔判旨〕

ビデオに関して、当裁判所は、被告らによるロゴ使用はフェアユースであると判断した。

当裁判所は、**Bouchat v. Balt. Ravens L. P.**判決（F.3d619 巻の 301 頁以降、第 4 巡回区控訴裁判所、2010 年）とは異なり、問題になっている 3 つのビデオ中のロゴの短時間の登場は、「**Ravens** の歴史の中での過去のドラフト、重要なイベント及び選手のキャリアの物語の紹介」というトランスフォーマティブ（変容的）で歴史的な目的を提供するから、その使用は、トランスフォーマティブであると認定した。

さらに、当裁判所は、その著作物は、性質上、創作的であり、そっくりそのまま使用されているが、そのビデオ中におけるその登場の「はかない」性質（**fleeting nature**）は、これらの要素に「極めて取るに足らないウエイト」を付与すると認定した。

結局、当裁判所は、被告らによるロゴの使用は、オリジナル著作物のための何らかの市場を強奪するようなものではないと認定した。

当裁判所は、**Ravens** スタジアムの「**Club Level**」座席エリア中に展示された映像におけるロゴの使用も、フェアユースであると判断した。

当裁判所は、その被告らによる使用は、「**Ravens** の歴史の特定の様相を保存するためだけにデザインされた」ので、その被告らによる使用はトランスフォーマティブ（変容的）であると認定した。

また、当裁判所は、その使用は、問題になっている歴史展示の「付随的構成要素」（**incidental component**）であると認定した。

当裁判所は、原告に対する市場機会損失の証拠を検討しなかったが、この点で原告に有利な認定は、最初の 3 つのフェアユースの要素の実質的なウエイトを超越するには不十分であろうと判示した。

〔結論〕 フェアユースを認定した

3 **A.V. ex rel. Vanderhye v. iParadigms, LLC** 判決（562F.3d630、第 4 巡回区控訴裁判所、2009 年）

〔事案の概要〕

被告 **iParadigms, LLC** は、デジタル的に学生の著作物を比較することによって学校が（学生による）剽窃を監視することを可能にする **Turnitin Plagiarism Detection Service**（**Turnitin** という）と呼ばれるコンピュータのシステムに対し、サブスクリプションを、提供した。

学校は、**Turnitin** のデータベース内の学生の著作物を、デジタル上の比較における使用を継続するために保存することを決定することができた。

原告らであるハイスクールの学生らは、彼ら（学生）の許諾を得ないで彼らの学校での著作物を保存することは、それらの著作物中の彼らの著作権を侵害すると主張した。

地方裁判所は、その保存は、原告らの著作権を侵害しておらず、フェアユースを構成す

ると判示した。

原告らは控訴した。

〔争点〕

剽窃を防止する目的のために学生が原稿を無許諾でデジタル保存することは、フェアユースを構成するか否か。

〔判旨〕

控訴裁判所は、地方裁判所を支持した。すなわち、剽窃を探索することを目的とする学生の著作物の保存はフェアユースを構成した。

そのことは、その使用をトランスフォーマティブなもののみならず、なぜなら、それは、著作物の表現的な内容とは無関係であり、むしろ、剽窃を探索しその意図をくじくことを目的とするものだからである。控訴裁判所は、被告による原告らの著作物の使用は、原作品とは全く異なった目的を持っており、著作物に実質的な変更を加えていないという事実は、トランスフォーマティブな性質の使用であることを否定するものではないと判示し、この点に関する被告による使用がトランスフォームでありフェアユースの認定に有利であるとした第一審判決の判断を支持した。

控訴裁判所は、被告による著作物の使用は文字の類似性を比較するためのデータベースに関するもので、創造的な構成要素とは関連がないことを理由に、第2の要素が原告らにも被告にも有利でないと結論付けた第一審判決を支持した。

さらに、控訴裁判所は、その使用は、原告らの最初の出版の権利を損なわない、なぜなら、iParadigms は、それらの著作物を公衆に拡散せず、学校ではない第三者に入手可能にもしないからであると判断した。

最後に、学生が原稿のための市場に対する影響に関して、控訴裁判所は、Turnitin は、それらの原稿にとって代わる市場を創出しないと認定した。

それは、後の学生達によるその原稿の再利用の需要を抑圧こそするが、著作権法は、この種の損害に対する保護をしない。

〔結論〕 フェアユースを認定した

4 Stewart v. Abend 判決 (495U.S.207。最高裁判所、1990年)

〔事案の概要〕

本件で問題となったのは、James Stewart 主演の1954年のフィルムである「Rear Window」(裏窓)及びそのフィルムのベースとなった短編小説に対する権利であった。

1945年に、その短編小説の著作者である Cornell Woolrich は、第2の28年間の著作権の保護期間における著作権及び譲渡を更新する約定の下に、最初の28年間の著作権の保護期間における映画化権を、映画製作会社に対して譲渡した。

しかし、Woolrich が更新又は譲渡を完全にすることができる前に、1968年に、Woolrich は死亡した。

引き続き、信託は、1969年にその著作権を更新し、更新された権利は、原告の Sheldon Abend に対して譲渡された。

1971年に、1945年の映画化の権利の Woolrich による譲渡に利害関係を有する承継人である被告の Jimmy Stewart、Alfred Hitchcock 並びに MCA, Inc.は、その映画を ABC のテレビ・ネットワークで放送する。

彼らは、原告の更新された権利を侵害することを止めるようにとの原告の通知を無視した。

原告は、1974年に、被告らを訴え、本件は2万5000ドルの和解で決着した。

数年後、被告らは、その映画を、映画館、ケーブルTV並びにフィルムレンタルを含む数あるメディアを通じて再販売した。そして原告は再び提訴した。

地方裁判所は、被告らのフィルムの継続的な販売はフェアユースであると判断したが、第9巡回区控訴裁判所は、その判断を覆し、被告らは、合衆国最高裁判所に上告した。

〔争点〕

派生的な映画の著作物を創作するためのオリジナルの物語を無許諾使用することは、フェアユースであったか否か。

〔判旨〕

最高裁判所は、被告らの Woolrich のオリジナルの物語に基づくフィルムの販売は、「アンフェアユースの古典的な例、すなわち、物語の権利者の翻案権に不利な影響を与える虚構の物語の商業的使用」を示していると判断した。

被告らの使用は、U.S.C.17 卷のセクション 107 に列挙された類型に帰着せず、4つの明文上の要素にも合致しない。

映画製作会社は、その使用を商業的に行い、映画の再販売によって、1200万ドルを稼ぎ出した。

一般的に、フェアユースは虚構の作品よりも事実的な作品の場合により認められやすくなる。オリジナルの著作物は、事実と反する虚構であったから、その使用は、よりフェアであるとみなしにくくなった。

その使用の量及び顕著性を検討するに、最高裁判所は、そのフィルムは物語のユニークな設定、プロット、登場人物達並びに事件の状況設定を明示的に使用しているから、Woolrich の物語は、映画の実質的部分を構成すると判断した。

最後に、最高裁判所は、第4要素が最も重要で事実フェアユースの中で中心になるものである（ソニー判決）と述べ、そのフィルムの再販売は、原告のオリジナル物語の新バージョンを販売する可能性を妨害したと認定した。

〔結論〕 フェアユースを認定しなかった

5 Bond v.Blum 判決 (317F.3d385. 第4巡回区控訴裁判所、2003年)

〔事案の概要〕

原告の William Bond は、自伝を書いた。その自伝の中で、彼は、彼がいかにして彼の父親を殺害したかについての実在の物語を詳述した。

その自伝は、「Self-Portrait of a Patricide」と名付けられた。

数年後、原告の妻が、彼女の前の夫と、子供の監護について争ったときに、その前夫は、原告と共にいる彼女の現在の家庭は、子供にとって不適切であるという証拠として、原告の原稿を引用した。

原告は、地方裁判所の、法廷における証拠としての前夫の原稿の使用は、フェアユースにより保護されているという判示に不服を唱えて、控訴した。

〔争点〕

子供の監護における手続中の証拠としての引用のための著作権登録された原稿の再製は、原稿の「フェアユース」を構成するか否か。

〔判旨〕

控訴裁判所は、前夫による著作物の使用は、許容されたフェアユースであると判断した。

控訴裁判所は、その判断の基礎を、その著作物を使用する前夫の目的は、原稿の証拠上の価値のみに関係しているという認定に置いた。

また、控訴裁判所は、証拠としての著作物の引用は、前夫がその著作物にある「歴史上の事実」(historical facts) に依拠しており、「表現のモード」(mode of expression) 又はその他の創作的要素には依拠していないと判示した。

最後に、控訴裁判所は、その原稿を証拠に加えることが、その著作物の市場可能性に不倫な影響を与えるであろうとの証拠はないと判断した。

〔結論〕 フェアユースを認定した

6 Harper & Row Publishers, Inc. v. Nation Enterprises 判決 (471U.S.539. 合衆国最高裁判所、1985年)

〔事案の概要〕

前大統領の Gerald Ford は、原告 Harper & Row Publishers, Inc. に、彼の回想録を出版する権利を販売した。

Time マガジンは、Harper & Row に、未出版の回想録の抜粋を連載する独占的権利を得るために許諾料を支払った。

Time が連載を始める前に、Nation マガジンの出版社である被告 Nation Enterprises は、未出版の回想録の無許諾の複製物を取得し、2250ワードの一つの章、少なくとも300から400ワード（これらはその原稿からの逐語的引用により構成される）を出版した。

Time マガジンは、Harper & Row との間の契約を解除した。そして、Harper & Row は、Nation 社を、著作権侵害を理由に提訴した。

〔争点〕

Nation 社による無許諾での未出版の回想録からの抜粋の複製はフェアユースか否か。

〔判旨〕

最高裁判所は、被告による無許諾での未出版の回想録からの抜粋の複製はフェアユースではないと認定した。

最高裁判所は、第1要素に関して、性格と目的を評価する上で、Nation 社の述べた目的、すなわち近々出版される単行本と Time 誌の抜粋をスクープすることを無視できない、Nation 社の利用は、単なる付随的な効果を持っているわけではなくて商業的な価値のある著作権者の第一発行権にとって代わろうとする意図的な目的を持っており、利用の性格については Nation 社が盗まれた原稿をそれと知りながら利用したと判示した。

他方で、ニュース報道であることはフェアユースの1項目に過ぎないと述べた。

第2要素について、最高裁判所は、著作物の未出版の性質は、必ずしも決定的ではないものの、フェアユースの抗弁を否定する方に傾ける重要な要素であると判断した。

また、最高裁判所は、被告の第一の修正主張に応じて、フェアユースを、「著作権の例外である公衆物と同然になるもの」を創出するために拡張することを拒否した。

加えて、第3要素について、最高裁判所は、それらの抜粋は、その回想録の量的には実質的ではない部分を構成するが、それらは、「その本の心臓部」(the heart of the book) を表現し、侵害物におけるそれらの表現上の価値及び重要な役割の観点からすると、質的には実質的であると判断した。

最後に、第4要素について、最高裁判所は、著作物のための潜在的市場に対するその使用の影響は、「それだけでフェアユースの最も重要な要素」であると判示して、被告による使用は、「直接、市場のシェアにおいて競争する」し、「現実の損害のクリア・カットの(明白な)証拠」を提出すると認定した。

〔結論〕 フェアユースを認定しなかった

7 Bouchat v. Balt. Ravens Ltd. P'ship 判決 (619F.3d301。第4巡回区控訴裁判所、2010年)

〔事案の概要〕

原告 Bouchat は、Baltimore Ravens (注：アメリカンフットボールのチーム) のためにチーム・ロゴを描き、提出した。

2000年に、第4巡回区控訴裁判所は、1996年から1998年間の Ravens による同じロゴ・デザインの使用は、Bouchat の著作権を侵害すると判示した。

2008年に、Bouchat は、「被告らは、彼 (Bouchat) のロゴを、1996年から1998年間のシーズンから、Ravens の会社のロビーのディスプレイ及びハイライト・リール、そのチームがそのロゴが侵害していると認定し再教育前に使用されていた時期におけるショットの中で使用することによって、彼 (Bouchat) のロゴを侵害した」と主張して、Ravens 及び様々な NFL の関連団体に対してこの訴訟を提起した。

地方裁判所は、被告らによる原告のロゴの使用は、両者とも、フェアユースであると判示した。

Bouchat は、控訴した。

〔争点〕

被告らによる、会社のロビー及び過去のゲームでのハイライト・リールにおける、原告のチーム・ロゴの作品の無許諾での使用は、フェアユースを構成するか否か。

〔判旨〕

1996年から1998年の間のハイライト・リール（ハイライト映像のフィルム）に関して、控訴当裁判所は、被告らのロゴ使用はフェアユースではないと判断した。

控訴裁判所は、ハイライト・フィルム中のロゴの登場は、**Ravens** を特定するという同じ目的（最初に被告らが **Bouchat** の著作権を侵害したときなされた目的）を提供するから、その使用はトランスフォーマティブ（変容的）ではないと認定した。

その作品が性質上において創作的であること及びそのフィルム中でそっくりそのまま使用されていたこともまた、フェアユースの認定に不利にはたらく。

最後に、その使用の市場に対する影響は、1996－1998シーズンの間のロゴの使用許諾がそのロゴにとっての潜在的な市場を構成し、かつその市場もまた歴史上のロゴの使用許諾のために存在しているという状況のもとでは、フェアユースの認定に不利にはたらく。

控訴裁判所は、会社のロビーにおいて展示された記念品におけるロゴ使用は、フェアユースであると判断した。

そのロビーは、チームの歴史の展示のために設置され、無料で公衆に解放されており、控訴裁判所は、これを、「教育、・・・スカラーシップ又は調査のための著作物のフェアユース」（**fair use of a work for teaching,・・・scholarship, or research**）になぞらえた。

また、当裁判所は、その使用の性質は非商業的であるとも認定した。

全体の集積として、作品すべてを使用することなしに過去のシーズンからの記念品を展示するというトランスフォーマティブ（変容的）な目的の達成は不可能であろう。

結局、原告は、その展示の結果としての市場機会の損失の証拠（それはフェアユースの認定に有利にはたらく）を提出していなかった。

〔結論〕 暫定的な判断、混合した結果又は差し戻し

8 **Kienitz v. Scinnie Nation LLC** 判決（766F.3d756。第7巡回区控訴裁判所、2014年）

〔事案の概要〕

原告の写真家 Michael Kienitz は、Wisconsin Mayor Paul Soglin の Madison の 2011年の写真の著作権を有していた。

被告の Scinnie Nation, LLC は、Tシャツ及びタンクトップのスマール・パッチにおい

て原告の写真の様相を再製し、かつ、それらを、Wisconsin の Madison の地域パーティイベントに関連して販売した。

Tシャツ及びタンクトップに表されたデザインは、背景が消去されかつ mayor の顔がライムグリーンに変色された、原告の写真の「ポスターライズされた」バージョンを含んでいた。

原告は、「被告らのその写真の無許諾使用は、彼（原告）の著作権を侵害した」と主張して、訴訟を提起した。

〔争点〕

Tシャツ及びタンクトップのスマール・バッチにおける原告の写真の様相の被告らの無許諾での再製は、フェアユースか否か。

〔判旨〕

裁判所は、被告らの使用はフェアユースであると認定した。

その結論への過程において、裁判所は、被告らの使用は、原告の写真に対する需要を減少させず、その写真に対して禁止される代替物（a prohibited substitute）よりも許容される賛辞（a permissible compliment）を提供するとの認定を強調した。

また、裁判所は、著作物全体に関する被告らの複製の量は、「mayor のスマイルのヒント」（a hint of the mayor's smile）及び「彼の顔の輪郭」（the outline of his face）に達する最小限であったことを認定した。

〔結論〕 フェアユースを認定した

9 Cariou v. Prince 判決（714F.3d694。第2巡回区控訴裁判所、2013年）

〔事案の概要〕

原告の Patrick Cariou は、ジャマイカで撮影した肖像写真及び風景写真の書籍である「Yes Rasta」を出版した。

被告の Richard Price は、展示場及びその展示カタログにおいて展示される「Canal Zone」と呼ばれる絵画及びコラージュのシリーズへと原告の写真のいくつかを改変し組み合わせる流用アーティストであった。

原告は、著作権侵害を主張して提訴し、地方裁判所は、フェアユースを認定するためには、二次的著作物は、「オリジナルな著作物に対して、コメントし、歴史的な論脈に関連し、あるいは、批評的に回顧し」なければならないと判示して、彼を勝訴させた。

被告が控訴した。

〔争点〕

原告の写真を組み合わせた被告の流用アートワークは、フェアユースの抗弁を認定するためには、二次的著作物は、オリジナルな著作物に対して、コメントし、歴史的な論脈に関連し、あるいは、批評的に回顧しなければならないものか否か。

〔判旨〕

控訴裁判所は、著作権法は、ある著作物がオリジナルにコメントし、あるいはその著作者が有効にトランスフォーマティブ（変容的）であると考慮されることを要求しないと判断した。

控訴裁判所は、問題となっている30の著作物の25が、フェアユースを構成すると結論づけた。

控訴裁判所は、「被告の著作物の表現的な性質と同じく、被告のコンポジション、プレゼンテーション、スケール、カラー・パレット並びにメディアは、基本的に、原告の写真と比較して相違し、新規である」から、それらの著作物がトランスフォーマティブであると認定した。

また、控訴裁判所は、被告の著作物が原告の写真の優先的又は派生的な市場を違法に侵害したことを裏付ける証拠を認定しなかった。

その他の5つの著作物について、控訴裁判所は、適切な基準に基づく更なる検討のために地方裁判所に差し戻した。

〔結論〕 暫定的な判断、混合的な結論又は差し戻し